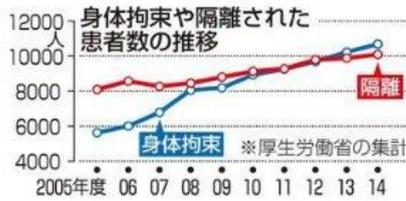


精神科の隔離1万人超

14年度沖縄は118人

精神科病院で手足をベッドにくくりつけるなどの身体拘束や、施設された保護室への隔離を受けた入院患者が2014年度にいずれも過去最多を更新したが、厚生労働省の集計で分かった。隔離は調査が始まった1998年度以来、初めて1万人を突破した。

厚生労働省集計



身体拘束も最多更新

14年度の保護室への隔離は1万94人で、前年度に比べ211人増えた。都道府県別では東京が6883人と最も多く、大阪が6522人と続いた。沖縄は118人だった。拘束は4533人増の1万6882人。最多は北海道の1067人、次いで東京の1035人だった。沖縄は76人。調査項目に拘束の状況が加わった03年度以降、増加の一途をたどっている。

精神保健福祉法では、患者が自らを傷つける恐れがある場合などに指定医が必要と判断すると、拘束や隔離が認められているが、人権侵害を懸念する声も上がっている。激しい症状を示す場合がある入院3カ月未満

人権意識の希薄さ指摘も

精神科病院での身体拘束と隔離の増加を巡っては、「症状が激しい患者の入院が増えており、やむを得ない事情もある」とする病院側に対し、人権意識の希薄さを背景に挙げる見方も根強い。専門家は、後から検証できる仕組みを導入するよう求めている。

全国の精神科病院でつくる「日本精神科病院協会」の河崎建人副会長は、拘束などの増加について

専門家「検証の仕組みを」

だが、精神科病院の状況に詳しい杏林大の長谷川利夫教授は「現場に人権を制限してしまう行為だ」という意識が浸透していない。簡単に使える拘束器具が普及し、利用しやすくなっていることも原因の一つと考えられる」と指摘する。

本来、必要最小限にすべき隔離や拘束が医療の一環になっている恐れがあるといい、拘束過程の録画など、事後に確認できる仕組みを設けることを提案している。

ことば

身体拘束と隔離 精神科病院の入院患者に対する行動制限で、医師がやむを得ないと判断した場合に行う。厚生労働省は、患者の人権に配慮しながら、症状に応じて最も制限の少ない方法で実施する必要があると病院に求めている。身体拘束や隔離をされた人数はいずれも増加傾向で、拘束は2014年度までの10年間で約2倍になった。拘束や隔離をしている理由が分かる実態調査は、近年実施されていない。

満の患者の増加が背景にあるとの指摘もあり、厚生労働省は定例調査の質問項目を増やして、より詳細な実態把握に努める。

厚生労働省は毎年度、精神科

病院の6月末時点の状況を聞き、14年度は1599カ所について入院患者数や病床数などを調べた。入院患者全体は減少傾向で、14年度は前年度比7030人減の29万406人だった。

厚生労働省は今後の調査で、患者の年齢や疾患の内容なども聞いて、隔離や拘束が増えている要因を分析したい考えだ。